

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第（02）号）（産業観光局中央卸売市場第一市場管理課）

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることにより、京都市中央卸売市場（以下「市場」という。）の使用料の改定をするとともに、市場における卸売価格の決定、関係業者間の代金決済等で、消費税及び地方消費税の転嫁が円滑かつ適正に行うため、卸売価格、代金等に関する規定を整備しました。

また、市場における取引の円滑化及び業務の効率化を図るため、次のとおりに変更することとしました。

- 1 市場の開設区域内で、卸売業者が、申請した場所にある物品を卸売することに承認を受けようとする時には、提出する申請書に、契約書の写しの添付を要しない。
- 2 卸売業者の受託契約約款の掲示を要しない。
- 3 仲卸業者が、市場の開設区域内において、販売等のための施設を設けようとするときに、市長への届出を要しない。
- 4 支払猶予の特約をしたときに卸売業者が提出する届出書に、契約書の写しの添付を要しない。
- 5 果実の一部についての、売買取引の方法。
- 6 市場取引委員会の取扱う規定を明示。

この条例は平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3月25日

京都市長 門川 大作

京都市条例第101号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第43条第3項中「申請書に、仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に係る契約書の写しを添えて、」を「申請書を」に改める。

第47条の2を削る。

第49条第4項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第51条第4項を削る。

第57条第2項第4号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第61条第1項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「届出書に当該特約に係る契約書の写しを添えて、」を「届出書を」に改める。

第77条の2第2項中「及び第37条第1項第2号」を「、第37条第1項第2号」に改め、「割合」の右に「、第39条第1項の規定による販売、第41条第1項第2号の規定による卸売、第43条第1項第3号の規定による卸売、第50条第2項第2号イに規定する卸売、第51条第1項の規定による販売及び別に定める事項」を加える。

別表第3 青果部の項を削る。

	円
	390
	2,096
	1,398
	2,330
	2,449
	1,535
	1,752
	2,835

	円
	401
	2,155
	1,437
	2,396
	2,518
	1,578
	1,802
	2,916

別表第4中

6, 596, 436
9, 829, 050
438, 900
139
1, 144
1, 617, 000
2, 250, 056
2, 100
2, 168
810

を

6, 784, 905
10, 109, 880
451, 440
142
1, 176
1, 663, 200
2, 314, 343
2, 160
2, 229
833

に改める。

別表第6調理実習室の項中「5, 000円」を「5, 140円」に、「7, 000円」を「7, 200円」に、「8, 000円」を「8, 220円」に改め、同表備考2中「100円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例別表第4及び別表第6の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)